

# 第9回定時株主総会

## その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

新 株 予 約 権 等 の 状 況  
会 計 監 査 人 の 状 況  
業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

Aiロボティクス株式会社

## 1. 新株予約権等の状況

### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2023年7月28日
新 株 予 約 権 の 数		606個
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く )	新株予約権の数 524個 目的となる株式の数 1,048,000株 保有者数 5名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 20個 目的となる株式の数 40,000株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 — 目的となる株式の数 — 保有者数 —
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 数		普通株式 1,212,000株
新 株 予 約 権 の 払 入 価 格		払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 入 金 額		1株当たり 65円
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間		自2025年8月1日 至2033年7月28日
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 の 条 件		(注)

(注) 1. 2024年6月14日付で行った1株を2,000分割とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

#### 2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、割当日において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していた場合は、権利行使時においても、いずれかの地位を有することを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- ③ 割当日において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していた新株予約権者が、いずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定又は決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

		第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2023年7月28日
新 株 予 約 権 の 数		50個
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く )	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数
	監 査 役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 种 類 と 数		普通株式 100,000株
新 株 予 約 権 の 払 入 価 格		1個当たり6,000円
新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 入 金 額		1株当たり 65円
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間		自2025年7月1日 至2030年7月31日
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 の 条 件		(注)

- (注) 1. 2024年6月14日付で行った1株を2,000分割とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。
2. 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、2025年3月期又は2026年3月期のいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、7,500百万円を超過した場合のみ、これ以降本新株予約権を使用することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算

書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員又は主要取引先もしくはその役員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、当該主要取引先との取引契約の合意解約等の場合であって、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 割当日において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していた新株予約権者が、いずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定又は決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

		第 8 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2024年2月8日
新 株 予 約 権 の 数		20個
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く )	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数 20個 40,000株 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数 — — —
	監 査 役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数 — — —
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 数 株 式 の 种 類		普通株式 40,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 価 格		払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額		1株当たり 65円
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間		自2026年2月10日 至2034年2月8日
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 の 条 件		(注)

(注) 1. 2024年6月14日付で行った1株を2,000分割とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、割当日において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していた場合は、権利行使時においても、いずれかの地位を有することを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ③ 割当日において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していた新株予約権者が、いずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定又は決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

		第9回新株予約権
発行決議日	2024年2月8日	
新株予約権の数	5個	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数
新株予約権の目的となる数 株式の種類と数	普通株式 10,000株	
新株予約権の払込価格	1個当たり6,000円	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 65円	
新株予約権の権利行使期間	自2025年7月1日 至2030年7月31日	
新株予約権の主な行使の条件	(注)	

(注) 1. 2024年6月14日付で行った1株を2,000分割とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2025年3月期又は2026年3月期のいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、7,500百万円を超えた場合のみ、これ以降本新株予約権行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員又は主要取引先もしくはその役員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、当該主要取引先との取引契約の合意解約等の場合であって、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 割当日において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していた新株予約権者が、いずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定又は決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 2. 会計監査人の状況

### (1) 名称

PwC Japan有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、新規上場審査に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての概要

当社は、経営の効率化を進める同時に、業務の適正を強固に確保するための体制を整え、コンプライアンス意識を高めることが長期的な企業価値向上には不可欠であるとの考えをもとに、2023年12月28日開催の取締役会にて、2021年1月12日に定めた「内部統制システムに関する基本方針」を改定する決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 法令、定款及び会社規範等の遵守を目的としてリスク・コンプライアンス規程を定めるとともに当社の取締役及び使用人に対して周知徹底を図る。
  - (b) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務の有効性・効率性及び財産管理の実施を調査し、当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認し、その結果を代表取締役社長に報告する。
  - (c) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- b 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
  - 取締役の職務執行は、法令及び定款のほか、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は稟議規程、取締役会規程等に基づき稟議書又は取締役会議事録に記録され、その記録の保存・管理は、文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理する。
  - c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - 当社の管理部門責任者は、当社の法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行う。また、内部監査部門は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役社長に対してリスク管理に関する報告をする。また、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。
  - d 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - 当社は定時取締役会を原則月1回開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。当社の取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続きの詳細について定める。
  - e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
    - 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議

のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。

- f 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の補助すべき期間中における指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の報酬及び人事異動は、あらかじめ監査役会と協議する。

- g 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや取締役の業務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役及び使用人に説明を求めることができます。当社の取締役及び使用人は、監査役の円滑で効果的な職務執行のため、当社の監査役から経営上の重要事項並びに業務の執行状況について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。当社は、当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

- h 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。その他、監査役は、内部監査部門との連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

- i 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいざれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

## (2) 上記体制に関する運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- a 内部統制システムについて

当社の内部統制システム全般については、監査役及び内部監査担当者が連携して、整備・運用状況をモニタリングしており、事業の変化に合わせて適宜改善、更新を重ねております。

- b リスク・コンプライアンスについて

当社のリスク管理とコンプライアンス意識の向上のため、取締役、監査役、内部監査担当からなるリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催しております。事業リスクの状況

共有は当該リスク・コンプライアンス委員会で適宜行っております。またコンプライアンス意識の向上のため、社内研修を定期的に実施しております。

c 監査の状況について

内部監査については、独立した立場の内部監査担当者により、期初に策定した内部監査計画に基づく内部監査のみならず、積極的に臨時監査を実施し業務の適正性を確認し代表取締役社長に報告しております。監査役監査については、常勤監査役と会計・法務に関する専門知識を有する非常勤監査役が連携し、業務の全般にわたり監査を行っております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	576,673	573,673	573,673	△21,499	△21,499	-	1,128,847
当 期 变 動 額							
当 期 純 利 益				1,703,320	1,703,320		1,703,320
新 株 の 発 行	186,208	186,208	186,208				372,416
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	52,549	52,549	52,549				105,099
自 己 株 式 の 取 得						△35	△35
株主資本以外の項目の 当 期 变 動 額 (純額)							
当 期 变 動 額 合 計	238,757	238,757	238,757	1,703,320	1,703,320	△35	2,180,799
当 期 末 残 高	815,431	812,431	812,431	1,681,820	1,681,820	△35	3,309,647

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	330	1,129,177
当 期 变 動 額		
当 期 純 利 益		1,703,320
新 株 の 発 行		372,416
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		105,099
自 己 株 式 の 取 得		△35
株主資本以外の項目の 当 期 变 動 額 (純額)	-	-
当 期 变 動 額 合 計	-	2,180,799
当 期 末 残 高	330	3,309,977

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- |      |   |
|------|---|
| ・商品  | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ・貯蔵品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

- |            |     |
|------------|-----|
| ・建物        | 定額法 |
| ・工具、器具及び備品 | 定率法 |

なお、取得価格10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 8年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～8年  |

###### ② リース資産

###### ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

##### ② 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来発生見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の行うD2Cブランド事業では、顧客との契約から生じる収益は、商品の販売によるものであり、与信が確認されたものについて商品を出荷しており、出荷した時点で取引価格の把握と履行義務が充足されたと判断しているため、その時点での収益及び費用を認識しております。

卸販売は顧客からの注文に基づき、顧客に商品を引き渡し、顧客が商品の検収を行った時点で履行義務が

充足されるため、その時点で収益を認識しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費用 社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

・商品 967,270千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は主として原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しており、正味売却価額が帳簿価額よりも低下している時には、帳簿価額を正味売却価額まで切下げております。

当社は、棚卸資産の滞留の実績や需要予測の変化に応じて、滞留在庫や営業循環過程から外れた過剰在庫の識別を総合的に勘案して判断しております。なお、市場環境が悪化して正味売却価額が著しく下落した場合、保有期間が長期にわたる棚卸資産の今後の使用状況や廃棄処分の状況に変化が生じた場合、営業循環から外れた過剰在庫の処分見込みや使用見込みに変化が生じた場合には、棚卸資産評価損が計上される可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

・繰延税金資産（純額） 40,790千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産の回収可能性を判断するに当たり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、過去において重要な税務上の欠損金が発生していることから企業の分類は分類4に該当すると判断しております。当該判断結果に従い、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、回収見込額の算定を行っております。

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて行っておりますが、事業計画の基礎となる売上計画や人員計画等の仮定は、事業環境等に影

響を受けるため不確実性を伴います。会社業績へ重要な影響を与える事象がないという仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性の見積りを実施していますが、急激な事業環境の変化等が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	40,500千円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額779千円が含まれております。	

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 11,678,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 10株
- (3) 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

### 5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資及び短期的な運転資金を自己資金及び銀行借入又は社債で賄っております。また、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。また、借入金及び社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、適時に資金繰計画を作成、更新する等の方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	98,024	75,139	△22,884
資産計	98,024	75,139	△22,884
社債(※ 2)	701,525	698,499	△3,025
長期借入金(※ 3)	978,870	961,845	△17,024
負債計	1,680,395	1,660,344	△20,050

(※ 1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

(※ 2) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(※ 3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,932,150	—	—	—
売掛金	1,205,126	—	—	—
敷金及び保証金	264	9,716	—	88,044
合計	5,137,541	9,716	—	88,044

(注) 2. 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	421,525	280,000	—	—	—	—
長期借入金	346,055	196,880	109,445	60,470	54,480	211,540
合計	767,580	476,880	109,445	60,470	54,480	211,540

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	75,139	—	75,139
資産計	—	75,139	—	75,139
社債	—	698,499	—	698,499
長期借入金	—	961,845	—	961,845
負債計	—	1,660,344	—	1,660,344

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、約定期間に基づく返済額を国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・社債

社債は、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。レベル2の時価に分類しております。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	31,101千円
減損損失	8,884千円
株主優待引当金	2,239千円
その他	3,258千円
繰延税金資産小計	45,482千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,692千円
評価性引当額小計	△4,692千円
繰延税金資産合計	40,790千円

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	D2Cブランド事業
自社EC販売	8,723,781
他社EC販売	3,878,985
卸販売	1,603,255
その他	9
外部顧客への売上高	14,206,033

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
返金負債	933	4,164

#### ② 残存履行義務に配分した取引金額

当社では、当初に予想される契約期間が1年間を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分し

た取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 283円41銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 162円37銭 |

(注) 当社は、2024年6月14日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

## 9. その他の注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年3月31日)
1年内	52,624
1年超	—
合計	52,624

(注) オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借契約によるものであります。